別表(第6条関係)

第1号訪問事業費、第1号通所事業費又は第1号介護予防支援事業費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げるほかは、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号。以下「第1号基準告示」という。)、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日老認発0319第3号、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)に準ずるものとする。

| 区分 | サービスの種類 | 1 単位の単価 | 単位数 |
|-------|---------|------------|-------------------------------------|
| 第1号訪問 | 介護予防訪問 | 10 円に厚生労働 | イ 訪問型サービス費(I) 1,176 単位/月 39 単位/日 |
| 事業 | 介護相当サービ | 大臣が定める 1 | (事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問) |
| | ス | 単位の単価(平 | ロ 訪問型サービス費(Ⅱ) 2,349 単位/月 77 単位/日 |
| | 又は共生型介護 | 成 27 年厚生労働 | (事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問) |
| | 予防訪問介護相 | 省告示第 93 号。 | ハ 訪問型サービス費(Ⅲ) 3,727 単位/月 123 単位/日 |
| | 当サービス | 以下「単価告示」 | (事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問) |
| | | という。) に定め | ニ 初回加算 200 単位(1月につき) |
| | | る一宮市の地域 | ホ 生活機能向上連携加算(1月につき) |
| | | 区分における訪 | (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位 |
| | | 問介護の割合を | (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)200 単位 |
| | | 乗じて得た額 | へ 口腔連携強化加算 50単位(1回につき・1月1回まで) |
| | | | ト 介護職員等処遇改善加算(1月につき) |
| | | | (1)介護職員等処遇改善加算 (I) +所定単位×245/1000 |
| | | | (2)介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) +所定単位×224/1000 |
| | | | (3)介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) +所定単位×182/1000 |
| | | | (4) 介護職員等処遇改善加算 (IV) +所定単位×145/1000 |

| (5)介護職員等処遇改善加算 (V) (令和7年3月31日まで) |
|--|
| (一) +所定単位×221/1000 |
| (二) +所定単位×208/1000 |
| (三) +所定単位×200/1000 |
| (四) +所定単位×187/1000 |
| (五) +所定単位×184/1000 |
| (六) +所定単位×163/1000 |
| (七) +所定単位×163/1000 |
| (八) +所定単位×158/1000 |
| (九) +所定単位×142/1000 |
| (十) +所定単位×139/1000 |
| (十一) +所定単位×121/1000 |
| (十二) +所定単位×118/1000 |
| (十三) +所定単位×100/1000 |
| (十四) +所定単位× 76/1000 |
| 注1 生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからト |
| を算定しない。 |
| 注2 ホの算定要件等について、第1号基準告示に定めがないものは、令和6年度介護報酬改定 |
| 後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。 |
| 注3 イからハまでについて、高齢者虐待防止措置が未実施の場合は、所定単位数の 1/100 を |
| 減算する。 |
| 注4 イからハまでについて、感染症及び災害発生時の業務継続計画が未策定の場合は、所定単 |
| 位数の 1/100 を減算する。(令和7年3月31日までの経過措置あり。) |
| 注 5 イからハまでについて、①から④のいずれかに該当する場合は次の措置を行う。なお、建 |
| |

物の範囲等については、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

- ① 事業所と同一の敷地内又は、隣接する敷地内に所在する建物又は同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する者にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。(②又は④に該当する場合を除く。)
- ② ①の建物に居住する利用者が1月につき50人以上の場合は、所定単位数に85/100を乗じる。
- ③ ①以外の範囲に所在する建物に居住する者に1月につき20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。
- ④ 正当な理由なく、事業所において前6月間に提供したサービスの総数のうち、同一敷地内建物等に居住する者(②に該当する場合を除く。)に提供されたサービスの割合が、90%以上の場合は、所定単位数に88/100を乗じる。
- 注6 トについて、所定単位はイからへまでにより算定した単位数の合計。ト(5)の算定に当たっては、令和6年5月31日時点で、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の全部又は一部を算定している場合、令和7年3月31日までの間、算定できる。
- 注7 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。また、上記注5 を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。
- 注8 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しく は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は、算定しない。
- 注9 共生型介護予防訪問介護相当サービス(一宮市あんしん介護予防事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(以下「指定第1号事業要綱」という。)第42条の2に規定する共生型介護予防訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う指定居宅介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平

成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第5条 第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業を行う事業所(以下 この注において「共生型介護予防訪問介護相当サービスを行う指定居宅介護事業所」とい う。) において、居宅介護従業者基準第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第22 号までに規定する者が共生型介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定し、共生型介護予防訪問介護相当サービスを行う指定居 宅介護事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する 者が共生型介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 93 に相 当する単位数を算定し、共生型介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う重度訪問介護に 係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型介護予 防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 93 に相当する単位数を算 定する。 基準緩和訪問 イ 訪問型サービス費 (I) 222 単位/回 介護サービス (事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で週1回程度の訪問で全部で5回まで 又は共生型基準 のサービスを行った場合) 緩和訪問介護サ ロ 訪問型サービス費 (Ⅱ) 222 単位/回 ービス (事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で週2回程度の訪問で全部で10回ま でのサービスを行った場合) ハ 初回加算 200 単位 (1月につき) 注1 イ及びロについて、高齢者虐待防止措置が未実施の場合は、所定単位数の 1/100 を減算 する。 注2 イ及びロについて、感染症及び災害発生時の業務継続計画が未策定の場合は、所定単位数 の 1/100 を減算する。(令和7年3月31日までの経過措置あり。)

- 注3 イ及びロについて、①から④のいずれかに該当する場合は次の措置を行う。なお、建物の 範囲等については、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。
 - ① 事業所と同一の敷地内又は、隣接する敷地内に所在する建物又は同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する者にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。(②又は④に該当する場合を除く。)
 - ② ①の建物に居住する利用者が1月につき50人以上の場合は、所定単位数に85/100を乗じる。
 - ③ ①以外の範囲に所在する建物に居住する者に1月につき20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。
 - ④ 正当な理由なく、事業所において前6月間に提供したサービスの総数のうち、同一敷地内建物等に居住する者(②に該当する場合を除く。)に提供されたサービスの割合が、90%以上の場合は、所定単位数に88/100を乗じる。
- 注4 共生型基準緩和訪問介護サービス(指定第1号事業要綱第52条の2に規定する共生型基準緩和訪問介護サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う指定居宅介護事業者が当該事業を行う事業所(以下この注において「共生型基準緩和訪問介護サービスを行う指定居宅介護事業所」という。)において、居宅介護従業者基準第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第22号までに規定する者が共生型基準緩和訪問介護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定し、共生型基準緩和訪問介護サービスを行う指定居宅介護事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型基準緩和訪問介護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型基準緩和訪問介護サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型基準緩和訪問介護サービスを行った場合は、所定単位数を算定する。

| 第1号通所 | 介護予防通所 | 10 円に単価告示 | イ 通所型サービス費(I) 1,798 単位/月 59 単位/日 |
|-------|---------|-----------|------------------------------------|
| 事業 | 介護相当サービ | に定める一宮市 | (事業対象者・要支援1 1月につき・週1回程度の通所) |
| | ス | の地域区分にお | ロ 通所型サービス費(Ⅱ) 1,798 単位/月 59 単位/日 |
| | 又は共生型介護 | ける通所介護の | (要支援2 1月につき・週1回程度の通所) |
| | 予防通所介護相 | 割合を乗じて得 | ハ 通所型サービス費(Ⅲ) 3,621 単位/月 119 単位/日 |
| | 当サービス | た額 | (事業対象者・要支援2 1月につき・週2回程度の通所) |
| | | | ニ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位(1月につき) |
| | | | ホ 若年性認知症利用者受入加算 240 単位(1月につき) |
| | | | へ 栄養アセスメント加算 50 単位(1月につき) |
| | | | ト 栄養改善加算 200 単位(1月につき) |
| | | | チ 口腔機能向上加算(1月につき) |
| | | | (1)口腔機能向上加算(I) 150 単位 |
| | | | (2) 口腔機能向上加算 (Ⅱ) 160 単位 |
| | | | リ 一体的サービス提供加算 480 単位(1月につき) |
| | | | ヌ サービス提供体制強化加算 |
| | | | (1) サービス提供体制強化加算(I) |
| | | | ①事業対象者・要支援1 88 単位(1月につき・週1回程度の通所) |
| | | | ②要支援2 88 単位(1月につき・週1回程度の通所) |
| | | | ③事業対象者・要支援2 176 単位(1月につき・週2回程度の通所) |
| | | | (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) |
| | | | ①事業対象者・要支援1 72単位(1月につき・週1回程度の通所) |
| | | | ②要支援2 72 単位(1月につき・週1回程度の通所) |
| | | | ③事業対象者・要支援2 144 単位(1月につき・週2回程度の通所) |
| | | | (3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) |
| | | | |

| ①事業対象者・要支援1 24単位(1月につき・週1回程度の通所) |
|--|
| ②要支援2 24単位(1月につき・週1回程度の通所) |
| ③事業対象者・要支援2 48 単位(1月につき・週2回程度の通所) |
| ル 生活機能向上連携加算 |
| (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位 (3月に1回を限度として1月につき) |
| (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位(1月につき) |
| ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度として、1回につき) |
| (1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20 単位 |
| (2)口腔・栄養スクリーニング加算(II) 5単位 |
| ワ 科学的介護推進体制加算 40 単位(1月につき) |
| カ 介護職員等処遇改善加算 (1月につき) |
| (1) 介護職員等処遇改善加算 (I) +所定単位×92/1000 |
| (2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) +所定単位×90/1000 |
| (3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) +所定単位×80/1000 |
| (4)介護職員等処遇改善加算(IV) $+$ 所定単位 $	imes 64/1000$ |
| (5)介護職員等処遇改善加算 (V) (令和7年3月31日まで) |
| (一) +所定単位×81/1000 |
| (二) +所定単位×76/1000 |
| (三) +所定単位×79/1000 |
| (四) +所定単位×74/1000 |
| (五) +所定単位×65/1000 |
| (六) +所定単位×63/1000 |
| (七) +所定単位×56/1000 |
| (八) +所定単位×69/1000 |

| (九) +所定単位×54/1000 |
|---|
| (十) +所定単位×45/1000 |
| (十一) +所定単位×53/1000 |
| (十二) +所定単位×43/1000 |
| (十三) +所定単位×44/1000 |
| (十四) +所定単位×33/1000 |
| 注1 イからハまでについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に 70/100 を |
| 乗じる。 |
| 注2 イからハまでについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70 |
| /100 を乗じる。 |
| 注3 イからハまでについて、高齢者虐待防止措置が未実施の場合は、所定単位数の 1/100 を |
| 減算する。 |
| 注4 イからハまでについて、感染症及び災害発生時の業務継続計画が未策定の場合は、所定単 |
| 位数の 1/100 を減算する。(感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災 |
| 害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月 31 日までの経過措置あ |
| 9。) |
| 注 5 イからハまでについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通 |
| 所型サービスを行う場合は、それぞれ以下の単位を減算する。 |
| ・イ及びロ 376 単位(1月につき) |
| ・ハ 752 単位(1月につき) |
| 注6 利用者に対して、事業所が送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位(イ及びロを算定 |
| している場合は1月につき 376 単位を、ハを算定している場合は1月につき 752 単位を限度 |
| とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注5を算定している場合は、この限りでな |
| V _o |

- 注7 ニにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、 柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所 で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むも のとする。
- 注8 ホ、ヘ、ト、チ、ヌ、ル、ヲ、ワの算定要件等について、第1号基準告示に定めがないものは、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における同加算の取扱に準ずる。
- 注9 カについて、所定単位はイからりまでにより算定した単位数の合計。カ(5)の算定に当たっては、令和6年5月31日時点で、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の全部又は一部を算定している場合、令和7年3月31日までの間、算定できる。
- 注 10 サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算及び事業所と同一建物に居住する者 又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、支給限度額管理の対象外の算 定項目である。
- 注 11 共生型介護予防通所介護相当サービス (指定第 1 号事業要綱第 70 条の 2 に規定する共生型介護予防通所介護相当サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う指定生活介護事業者 (指定障害福祉サービス等基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業を行う事業所において共生型介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 93 に相当する単位数を算定し、共生型介護予防通所介護相当サービスの事業を行う指定自立訓練 (機能訓練)事業者 (指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練 (機能訓練)事業者をいう。以下同じ。)又は指定自立訓練(生活訓練)事業者 (指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。以下同じ。)が当該事業を行う事業所において共生型介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定し、共生型介護予防通所介護相当サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者 (児童福祉法に

基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令 第15号。以下この注において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定 児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この注において同じ。) を通わせ る事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援 をいう。) を提供する事業者を除く。以下同じ。) が当該事業を行う事業所において共生型介 護予防通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数 を算定し、共生型介護予防通所介護相当サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事 業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、 主として重症心身障害児を诵わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支 援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。以 下同じ。) が当該事業を行う事業所において共生型介護予防通所介護相当サービスを行った 場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。 注 12 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た共生型介護予防通 所介護相当サービス事業所において、イ又はロ及び注 11 を算定している場合は、生活相談 員配置等加算として1月に5回を限度として1日につき13単位を所定単位数に加算する。 ハ及び注 11 を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1月に 10回を限度とし て1日につき13単位を所定単位数に加算する。算定要件等については、令和6年度介護報 酬改定後の通所介護における生活相談員配置等加算の取扱に準ずる。 生活相談員を1名以上配置していること。 ・地域に貢献する活動を行っていること。 基準緩和通所 イ 通所型サービス費 (I) 352 単位/回 介護サービス (事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で週1回程度の通所で全部で5回まで

| 又は共生型基準 | の送迎を伴うサービスを行った場合) |
|---------|--|
| 緩和通所介護サ | ロ 通所型サービス費 (Ⅱ) 278 単位/回 |
| ービス | (事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で週1回程度の通所で全部で5回まで |
| | の送迎を伴わないサービスを行った場合) |
| | ハ 通所型サービス費 (Ⅲ) 352 単位/回 |
| | (事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で週2回程度の通所で全部で 10 回までの |
| | 送迎を伴うサービスを行った場合) |
| | ニ 通所型サービス費 (IV) 278 単位/回 |
| | (事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で週2回程度の通所で全部で 10 回までの |
| | 送迎を伴わないサービスを行った場合) |
| | 注1 イからニまでについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を |
| | 乗じる。 |
| | 注2 イからニまでについて、介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に 70/100 |
| | を乗じる。 |
| | 注3 イからニまでについて、高齢者虐待防止措置が未実施の場合は、所定単位数の 1/100 を |
| | 減算する。 |
| | 注4 イからニまでについて、感染症及び災害発生時の業務継続計画が未策定の場合は、所定単 |
| | 位数の 1/100 を減算する。(感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災 |
| | 害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月 31 日までの経過措置あ |
| | り。) |
| | 注5 ロ、ニについて、事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行 |
| | う場合も含む。 |
| | 注6 共生型基準緩和通所介護サービス(指定第1号事業要綱第80条の2に規定する共生型基 |
| | 準緩和通所介護サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う指定生活介護事業者が当該事業 |

| | | | を行う事業所において共生型基準緩和通所介護サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 93 に相当する単位数を算定し、共生型基準緩和通所介護サービスの事業を行う指定自立訓練(機能訓練)事業者又は指定自立訓練(生活訓練)事業者が当該事業を行う事業所において共生型基準緩和通所介護サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定し、共生型基準緩和通所介護サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所において共生型基準緩和通所介護サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、共生型基準緩和通所介護サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所において共生型基準緩和通所介護サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所において共生型基準緩和通所介護サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。 |
|-------|---------|-----------|--|
| 第1号介護 | 介護予防ケアマ | 10 円に単価告示 | イ 介護予防ケアマネジメント費A(介護予防訪問(通所)介護相当サービス、基準緩和訪問(通 |
| 予防支援事 | ネジメント | に定める一宮市 | 所)サービス、短期介護予防サービスに適用) 442 単位(1月につき) |
| 業 | | の地域区分にお | ロ 介護予防ケアマネジメント費B (短期予防訪問サービス、短期介護予防サービスに適用) |
| | | ける介護予防支 | 442 単位(1月につき) |
| | | 援の割合を乗じ | ハ 初回加算 300 単位 (1月につき) |
| | | て得た額 | 二 委託連携加算 300 単位 |
| | | | 注1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、事業対象者、居宅要支援被保険者、居宅要介護被 |
| | | | 保険者を対象とする。 |
| | | | 注2 住所地特例による財政調整においては、1件あたり442単位とする。算定にあたっては、 |
| | | | 住所地特例対象者の数に 442 単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものと |
| | | | する。 |
| | | | 注3 イ及び口について、高齢者虐待防止措置が未実施の場合は、所定単位数の 1/100 を減算 |
| | | | する。 |
| | | | 注4 イ及びロについて、感染症及び災害発生時の業務継続計画が未策定の場合は、所定単位数 |

| の 1/100 を減算する。(令和 7 年 3 月 31 日までの経過措置あり。) |
|--|
| 注 5 口については、サービス提供開始月及び終了月についてのみ算定することができる。 |

備考

- 1 日割りについては、「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用(令和3年3月31日事務連絡厚生労働省老健局介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課「介護保険システム変更に係る参考資料の送付について」(確定版) I 介護報酬改定資料 9)」により算定を行う。
- 2 利用者が一の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所又は指定共生型介護予防訪問介護相当サービス事業所(以下「指定介護予防訪問介護相当サービス等事業所」という。)において指定介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス等事業所以外の指定介護予防訪問介護相当サービス等事業所が指定介護予防訪問介護相当サービス等事業所が指定介護予防訪問介護相当サービス費は、 算定しない。
- 3 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所又は指定共生型介護予防通所介護相当サービス事業所(以下「指定介護予防通所介護相当サービス等事業所」という。)において指定介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、当該指定介護予防通所介護相当サービス等事業所以外の指定介護予防通所介護相当サービス等事業所が指定介護予防通所介護相当サービス等事業所が指定介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。